

## 三重県 I o T 推進ラボ（みえラボ）運営要領

(名称)

第1条 この会は、三重県 I o T 推進ラボ（通称を「みえラボ」という。）と称する。

(目的)

第2条 みえラボは、県内中小企業等の I o T ・ I C T に関する課題等を踏まえつつ、産学官が連携して、I o T ・ I C T を活用して三重県産業の振興と地域の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 みえラボは、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) I o T ・ I C T に関する情報提供・知見の共有
- (2) I o T ・ I C T に関する企業・市町等のマッチング
- (3) I o T ・ I C T に関する人材の育成
- (4) 参加メンバーの連携によるプロジェクトの推進と自立化支援
- (5) 国の I o T 推進ラボの支援施策等の活用
- (6) その他前条の目的を達成するための事業

(会員)

第4条 みえラボの会員は、企業、大学、団体、地方自治体その他前条の事業を実施するために相応しいものとする。

2 みえラボに入会を希望する者は、その旨を事務局に申し出るものとする。

(組織)

第5条 みえラボの運営組織を次の各号に掲げるものとする。

- (1) 全体会  
会員全員で組織し、第3条に掲げる事業について情報交換及び議論を行う。
- (2) プロジェクト等  
第3条に掲げる事業を推進するために、必要に応じてプロジェクト等を置くことができる。

(開催)

第6条 前条の運営組織の会議は、全体会は年1回程度、プロジェクト等は必要に応じ随時開催するものとする。

(オブザーバー)

第7条 みえラボは第3条に規定する事業に関し、会議等において、必要に応じて意見を求めるため、オブザーバーを置くことができる。

(経費)

第8条 みえラボの会費は、無料とする。

2 会議の開催経費は、原則として三重県が負担することとし、会議参加のための旅費等は会員の自己負担とする。

3 プロジェクト等の活動に必要となる費用は、原則として会員の自己負担とする。ただし、特別な場合は三重県が支弁する。

(事務局)

第9条 みえラボの事務を処理するため、事務局を三重県雇用経済部ものづくり・イノベーション課に置く。

2 プロジェクト等の事務局は提案会員とともに、プロジェクト等に関係する県の担当課が連携して行う。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、みえラボの運営に必要な事項は、会員の合意に基づいて決定することとする。

附 則

この要領は、平成28年10月21日から施行する。

この要領は、平成29年2月10日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。